

Sky安心タブレット保証盗難特約

第1条（適用条件等）

この特約は、当社が別途定める基本約款と併せて適用されるものとします。なお、この特約における用語の定義は、基本約款に定める用語の定義に従うものとします。

第2条（基本約款の内容）

前条の基本約款は、以下のとおりとします。

Sky安心タブレット保証サービス基本約款

第3条（保証内容）

1. お客様が保証対象機器の盗難に遭い、所轄警察署へ盗難届を提出した後、一週間を経過しても発見されなかった場合、当社はこの特約の趣旨に反しない限りで基本約款第8条その他関連規定を準用し、お客様へ代替品を提供するものとします。
2. お客様がこの特約に基づく保証を受けようとする場合、お客様は、前項の盗難届の提出の際に交付された盗難届受理番号を、サービスガイドブックに記載の『修理受付・サポートセンター』に連絡して伝えるものとします。
3. 第1項に規定する場合において、お客様自身が保証対象機器と同一または類似の機器を購入したときであっても、お客様は当該購入費用を当社へ請求することができないものとします。

第4条（基本約款の読み替え）

1. 基本約款第9条第1項第13号中「盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由」とあるのは「紛失、置き忘れ、その他の事由（盗難を除きます。）」と読み替えるものとします。
2. 前条第1項の場合、基本約款第9条第1項第28号中「保証対象機器に故障・不具合が発生した日およびお客様がサービスガイドブックに記載の『修理受付・サポートセンター』に対して修理の申し出を行った日」とあるのは「保証対象機器の盗難が発生した日およびお客様がサービスガイドブックに記載の『修理受付・サポートセンター』に対して盗難届受理番号を伝えた日」と読み替えるものとします。

[保証者]

Sky株式会社

〒532-0003 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル 20階

Solvvy 株式会社(修理受付・サポートセンター運営会社)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-33-4 7階